

鳥取県告示第 316 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平 19 鳥取県 1 第 15 号	種畜の名前の変更	伯鶴	博秋 1765